# 栃木県の取組について

(キノコによる食中毒予防を中心とした取組)



栃木県保健福祉部 生活衛生課

1

## 本日のテーマ

- ① 食中毒について
- ② 食中毒の発生状況
- ③ 本県の取組について



# ①食中毒について



## 食中毒って何だろう?

体に悪い影響を及ぼす細菌(菌) やウイルスなどが付着した食品等を食べることによって、腹痛や下痢、おう吐、発熱などの症状が現れること

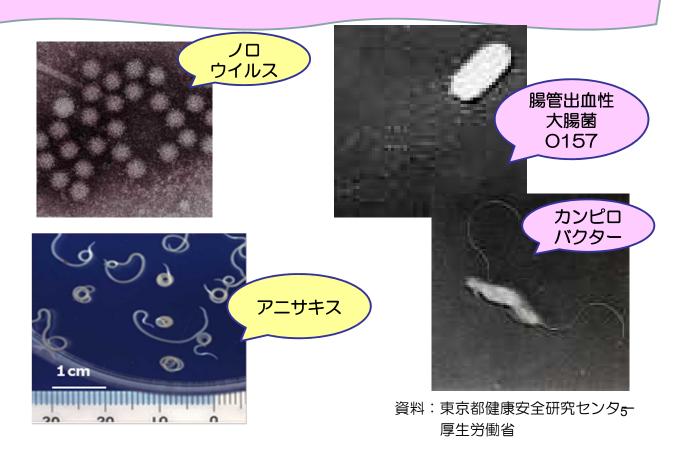








## 食中毒の原因物質って、どんなもの?



## 食中毒の主な病因物質

### 細菌

- ●病原大腸菌
- ●カンピロバクター
- ●サルモネラ属菌
- ●黄色ブドウ球菌
- ●セレウス菌
- ●ボツリヌス菌
- ●ウェルシュ菌
- ●腸炎ビブリオ
- ●エルシニア
- **●リステリア** など

### ウイルス

- ●ノロウイルス
- ●E型肝炎ウイルス

など

### 寄生虫

- ●アニサキス
- ●サルコシスティ ス・フェアリー
- ●クドア・セプテン プンクタータ

など

#### 自然毒

●自然毒キノコ



有毒植物 【間違いやすい例】 スイセンとニラ イヌサフランと 行者ニンニク





## 毒キノコによる食中毒を防ぐために

食用キノコと間違えられやすい毒きのこは、見た目が似ているだけでなく、食用キノコと同じ場所に生えていることがあり、見分けることが困難な場合があります。

### 食用であると確実に判断できない野生キノコは、

- ・採らない。
- ・食べない。
- ・売らない。
- ・人にあげない。

\*混ざってしまった場合、後から見分けることは困難です。少しでも疑わしいと感じた野生キノコは採らないでください。

7

# ② 食中毒の発生状況



## 近年の全国における食中毒発生件数

#### 【食中毒発生件数】

#### ○全 国

年	件数	患者数(人)
令和2年	887	14,613
令和3年	717	11,080



<全国の原因別件数(令和3(2021)年)>

その他・不明 <b>384</b>

9

## 近年の県内における食中毒発生件数

#### 【令和2(2020)年、令和3(2021)年食中毒発生件数】

#### ○ 栃木県

年	件数	患者数 (人)
令和 2 (2020)年	10	22
令和 3 (2021)年	9	143

不明, 1

サルモネラ属菌, 1

ウエルシュ菌, 1

カンピロバクター, 2

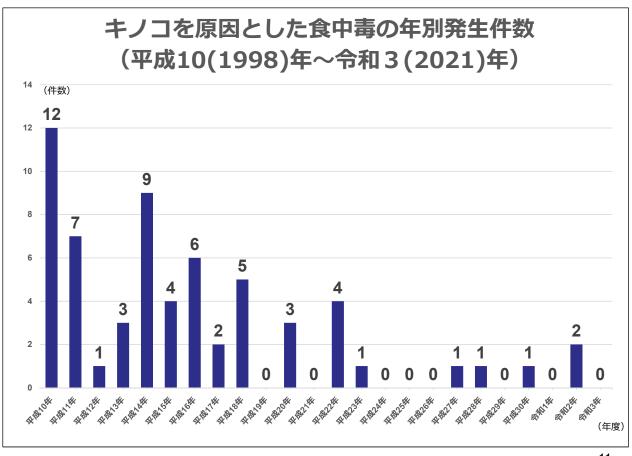


黄色ブドウ球菌, 1

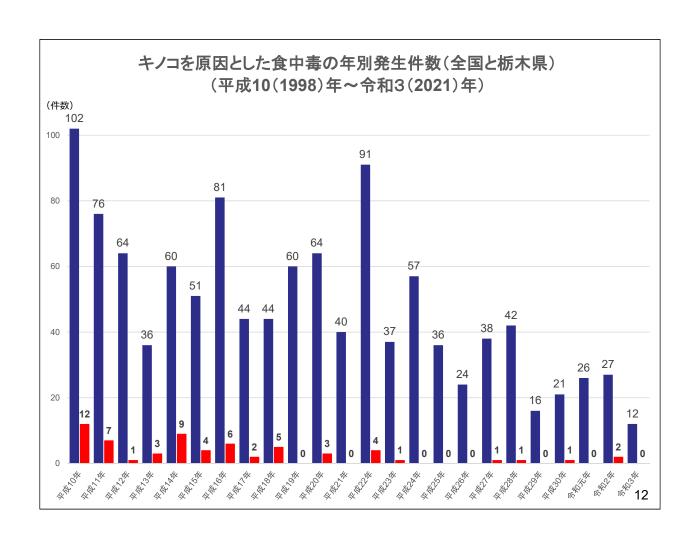
アニサキス, 11

植物性自然毒(キノコ(推定)),2

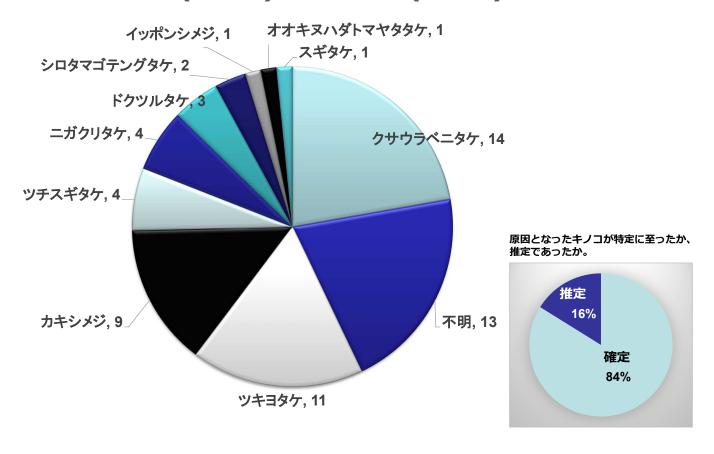
【食中毒原因物質,件数】





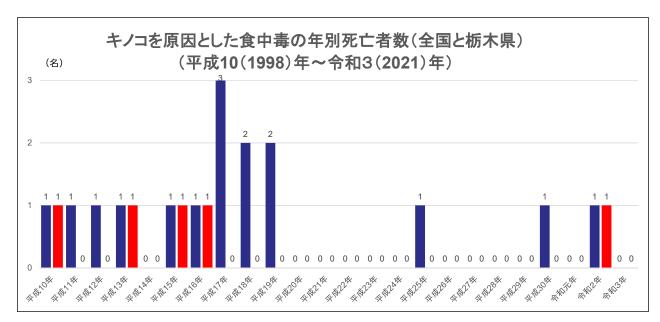


## キノコを原因とした食中毒の種類別発生件数 平成10(1998)年~令和3(2021)年

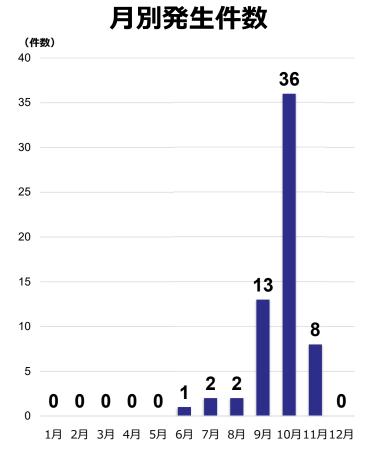


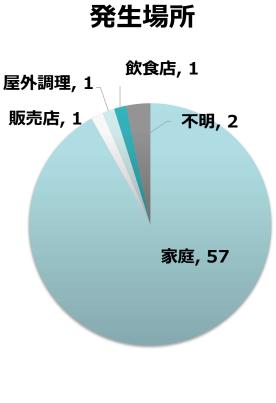
平成10(1998)年~令和3(2021)年に発生したキノコを原因とした食中毒において原因キノコの喫食者のうちの発症者数、死亡者数(宇都宮市を含む)

喫食者数	患者(発症)数	死亡者数
236 名	197 名 <u>発症率83.5 %</u>	5名 死亡率 2.1%



全国/栃木県	死亡者数
全国	16 名
栃木県	5名





# ③ 本県の取組について



- ●とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例
- ●とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画
  - 4期計画(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)

				_			
	1 生産から販売に至る各段階に おける食の安全の確保	(1) 生産段階での安全確保	施策目標	① 安全で、環境に調和した農産物の生産の推進		6 事業	
				② 安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進		4 事業	
				③ 安全で、環境に調和した水産物の生産の推進		2 事業	
				④ 安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進		2 事業	
		(2) 製造・加工・流通・販売段階での安 全確保		① 食品等事業者による衛生管理の推進		4 事業	
Ħ				② 食品等事業者に対する監視指導の充実	/I=I	4 事業	
本	基本 目 2 食の安全と信頼を支えるため の体制の充実及び連携強化	(1) 体制の充実及び関係機関の連携強 化 (平常時の対応)		① 食品安全行政の総合的な推進(放射性物質対策を含む)	個別	2 事業	
<del></del>				② 監視指導体制及び検査体制の充実・強化	事業	3 事業	
「示				③ 事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進	未	3 事業	
		(2) 健康被害の未然防止や拡大防止		① 健康危機管理体制の強化		2 事業	
	3 消費者の食に対する信頼性の 確保	(1) 消費者、事業者、行政間の情報共有		① 消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進		4 事業	
				② 消費者相談体制の充実・強化		2 事業	
		(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解		① 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援		5 事業	
		の促進		② 環境に配慮した消費活動の推進		2 事業	

#### 現状と課題

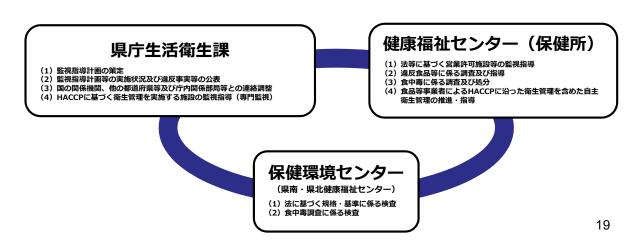
○ 食中毒の主な原因施設となっている飲食店や健康被害が大規模化しやすい給食施設 に対して食中毒対策を強化する必要があります。



19 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施

#### 栃木県食品衛生監視指導計画

- ●食品、添加物等の安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、食品衛生法第24条に基づき策定 なお、宇都宮市では「宇都宮市食品衛生監視指導計画」が策定されている。
- ●業務の役割分担



#### 食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導の実施

食品は、生産から消費に至るまで、全ての行程において消費者の健康被害を発生させるリスクを有していることから、食品供給行程(フードチェーン)の各段階の区分に応じて監視指導を実施している。

農畜水産物 卸売市場 食品製造業 飲食業 販売業者 消費者 **9 施設数** 約4千施設数 約1万6千施設数 約2千施設数

令和4(2022)年3月末現在の食品衛生法における営業許可数

農政部、環境森林部等と連携して監視指導を実施

#### 監視指導事項

- 1. 施設の構造設備基準や公衆衛生上必要な措置が遵守されていること。
- 2. 製造基準、保存基準及び添加物等の使用基準が遵守されていること。
- 3. 食品表示の基準が遵守されていること。

#### 栃木県食品衛生監視指導計画に基づく監視結果

左座	健康福祉センター対応分			
年度	監視計画件数	結果 (件数)	達成率	
<b>"</b> 29(2017)	13,362	14,275	106.8 %	
<b>"</b> 30(2018)	13,316	13,812	103.7 %	
令和 元(2019)	13,385	14,564	108.8 %	
" 2 (2020)	13,408	10,424	77.7 %	
<b>"</b> 3 (2021)	7,500	5,159	68.8 %	

21

#### 野生のキノコの出荷制限について

- ○野生のキノコに対し、国から出荷制限指示が県内の市町を単位として出されています。制限区域で採取した野生のキノコは飲食店での提供や販売 (インターネット販売、通販を含む。) ができません。
- ○県内の出荷制限が出されていない区域から採取した野生のキノコは、販売前にモニタリング検査が必要です。モニタリング検査結果は県のホームページから確認できます。

また、販売する際には産地名等の表示をしなければいけません。





パッケージには、**「品目名」**のほか、**「産地(市町名)」、「栽培」**または**「野生」**の区別を表示しましょう。



#### 県では、食の安全・安心に関する情報発信をしています!









とちまる食の安全通信



とちまる食の安全通信

23

## ご清聴 ありがとうございました。

